

違反是正事例（事例7）

テーマ < 違反対象物として公表した対象物の違反是正 平成30年度 >

▶ 命令により是正させた事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 消防同意年月 | 平成10年1月 |
| (2) 用途 | 複合用途防火対象物（16）項イ |
| (3) 構造・規模 | 鉄筋造 4階建て
延べ面積 656.8 m ² （（6）項ハ部分:77.5 m ² ） |
| (4) 収容人員 | 18名 |
| (5) 消防用設備等 | 消火器具、非常警報設備、避難器具、誘導灯 |

消防法令違反の概要

（15）項の建物のテナントに（6）項ハが入居したことにより、用途が（16）項イとなり自動火災報知設備の設置義務が発生した。

指導経過

○平成25年4月中旬

立入検査実施。2階テナントに放課後等デイサービスが入居していることを確認した。

建物の用途が（16）項イとなったことにより自動火災報知設備の設置義務違反となったため、立入検査結果通知書により不備を指摘した。

なお、テナントの放課後等デイサービスは平成23年7月から入居していたが、入居に際して新たに必要となる消防用設備等について事前に確認をしていなかった。

○平成25年8月下旬

指導書を郵送により交付

○平成25年12月下旬

関係者を消防署に出頭させ警告書を交付

履行期限は平成26年6月末

○平成26年8月下旬

現地出向し是正指導を実施

関係者の言動

関係者に改善の意思を確認したところ、改善の意思はあり、管理会社を通じて業者と自動火災報知設備の設置について相談している旨を聴取

○平成26年10月1日

違反対象物に係る公表制度開始

消防の対応

11月中旬を公表予定とし、公表事務を進めることを方針とした。

○平成26年10月下旬

違反対象物に係る公表制度に基づき、署長名の立入検査結果通知者を交付

○平成26年11月上旬

公表通知書を交付

関係者の言動

近日中に着工届を提出する旨聴取

○平成26年11月下旬

自動火災報知設備着工届を受理

消防の対応

着工届が提出されたことから是正に向けて動き出したと判断し、公表を留保することとした。

○平成27年1月下旬

改善状況の確認のため現地出向

自動火災報知設備の設置工事未着工を確認

関係者の言動

自動火災報知設備を設置しなければならないことは分かっているが、テナントの放課後等デイサービスが退去を示唆したため、設置に踏み切れないとのことだった。

また、公表については仕方がないとの態度を示していた。

○平成27年1月下旬

違反対象物に係る公表制度に基づき公表

○平成27年4月

新たに策定された違反処理方針に基づき、命令への移行を視野に入れ、以下により是正指導を行うことを方針とした。

(1) 警告書交付の3か月後に命令へ移行する。

(2) 催告書交付時に実況見分及び質問調書の作成を行い、違反事実を確定する。

○平成27年7月上旬

催告書交付

実況見分及び質問調書作成

○平成27年10月

命令書交付

履行期限は平成28年2月中旬

○平成27年12月上旬

改善状況の確認のため現地出向。工事未着工を確認。

関係者の言動

関係者によれば、「11月上旬に業者との間で話をしており、契約書などは交わしていないがお願いはしてある。業者は履行期限までに工事が完了すればよいと思って、まだ工事に着手していないのではないか。」とのことであった。

消防の対応

履行期限は次の段階に移行するまでの期限であり、すでに消防法違反であるため、早急に業者に連絡し改善するよう指導。同時に業者にも連絡を取り、現在の状況を確認した。

○平成 28 年 2 月上旬

再度現地出向し、改善状況及び命令の履行期限を確認

関係者の言動

関係者は、業者には依頼しているため、あとは業者次第であるとの態度を示した。

消防の対応

業者に連絡し状況を確認したところ、近日中に工事を開始する旨を聴取したことから、今後も逐一進捗状況を報告するよう依頼した。

○平成 28 年 2 月中旬

業者より工事に着工した旨の連絡あり

○平成 28 年 3 月下旬

自動火災報知設備の設置届を受理。その後、設置検査を行い、消防法令違反は改善となった。これに伴い、公表していた事項についても削除した。

※ 本事例は、月刊フェスク 2017 年 4 月号掲載「違反對象物として公表した対象物を命令により是正させた事例」から部分的に引用し作成しました。

原文は、違反是正支援センターWeb ページ「月刊フェスク」からダウンロードできます。

<https://www.fesc.or.jp/ihanzesei/fesc/backnumber.html>

(事例7) グループ検討

テーマ < 違反対象物として公表した対象物の違反是正 平成30年度 >

1. 放課後等デイサービスの入居覚知の遅れ

本事例では、テナントとして放課後等デイサービスの入居について事前に消防が覚知できず、入居後1年以上経過してからの覚知となりました。社会福祉施設等を所管する関係行政機関との連携のあり方、定期的な立入検査等による実態の把握のあり方について、検討してください。

2. 違反対象物の公表制度

本事例では、違反対象物に係る公表制度に基づく公表がなされています。今後の公表制度について問題点があれば検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討